

## 2. その他の重要な規制改革事項

- ①遠隔服薬指導
- ②介護用ロボット
- ③起業・開業ワンストップセンター

# 2-1. 遠隔服薬指導

## 『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

### ① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

- ・ 処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
- ・ あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。



## 改正特区法成立（平成28年5月27日）、施行（9月1日）

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。〈医薬品医療機器法の特例〉



### 今後の課題

養父市において、本改革メニューの全国初の活用を目指し、共同提案者である三井物産とともに、現在、関係する医師、薬局等との準備を進めているところ。今年度中を目途に、事業を実施する予定。

## 2-2. 介護用ロボット

### 認定

平成28年4月13日 北九州市区域計画認定



移乗介助(装着型)



移乗介助(非装着型)



歩行リハビリ

### 現状

○7月に、実証を行う2施設（サポートセンター門司、好日苑大里の郷）を選定。

○介護現場において、ロボット等を導入し、効果を検証。

- ・介護職員：被介護者を移乗させることを目的としたロボットを導入し、身体的負担の軽減効果を検証。
- ・被介護者：食事介助、電動歩行アシスト・歩行リハビリ支援、コミュニケーション等を目的としたロボットを導入し、重症化予防やリハビリ効果を検証。

### 今後の課題

実証結果を元に、介護職員の補助・代替機能を有する介護ロボットの開発・改良を実施。

# ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和

(平成28年3月18日 厚生労働省通知 事務連絡)

北九州市

平成28年4月13日認定

## 活用する規制改革

### 現状

ユニット型指定介護老人福祉施設における「共同生活室」は、良好な生活環境の確保のため、小グループ(ユニット)ごとに設置



### 見直し後

介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、隣接する2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用可能に

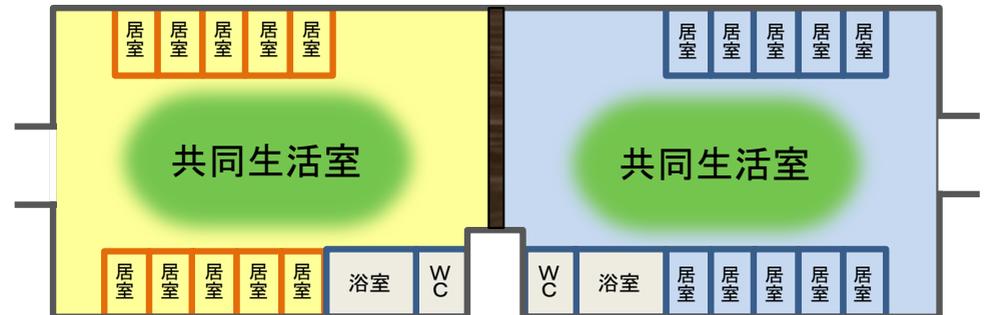


### 効果

- ・介護職員の補助・代替機能を有するロボット技術の開発等の促進
- ・介護職員の負担軽減等に寄与

## 具体的事業

1ユニット(10人以下)毎に「共同生活室」を設置



### 介護ロボット活用(実証実験)



隣接する2つのユニットが「共同生活室」を一体的に利用